

○下條村自然環境保全条例  
平成17年6月22日条例第13号  
下條村自然環境保全条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本村のすぐれた自然環境を保全するため、無秩序な開発を規制し、もって村民の健康で文化的な生活環境を確保すると共に、住み良い郷土の実現を期することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は下條村全域に適用する。

(定義)

第3条 この条例において「自然環境」とは、住民の健康や生活及びこれに密接な関係のある土地、樹木、大気、水、動植物等及びその生存環境をいう。

2 この条例において「開発行為等」とは、一団の土地について行う区画形質の変質、建物その他工作物の設置、風致風景の損壊をいう。

(村の責務)

第4条 村は、自然環境等を適正に保全するために必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に当たって、自然環境等が適正に保全されるよう必要な措置を講ずると共に、村が実施する自然環境等の保全に関する施策に協力しなければならない。

(村民の責務)

第6条 村民（滞在者及び旅行者等を含む。）は、自然環境等が適正に保全されるよう自ら努めると共に、村が実施する自然環境等の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 開発行為

(開発行為の届出)

第7条 下條村の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ村長にその旨を届出なければならない。

- (1) 1,000㎡以上の土地の区画形質を変更するとき。
- (2) 一般及び産業廃棄物処理施設等の施設を設置するとき。
- (3) 自然環境等に著しい変化を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- (4) その他村長が届出を必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは届出を要しないものとする。ただし、村長が特に必要と認めるものについては届出なければならない。

- (1) 国、県若しくは市町村が行う開発行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- (3) 農林業の振興策として行う開発行為

3 村長は、前項の届出があった場合、必要と認めるときは、下條村環境保全審議会の意見を聴くことができる。

(指導又は勧告)

第8条 村長は、第7条第1項の届出があった場合において、自然環境の保全を図るための措置が必要であると認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対して、その届出に係る計画の変更若しくは廃止を指導又は勧告することができる。

2 村長は、前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があったときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項期間内に第7条第1項の規定による届出をした者に対してその旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

第3章 審議会等

(審議会の設置)

第9条 自然環境保全等に関する重要事項について、村長の諮問に応じて調査審議等をするために、下條村自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第10条 審議会は、委員11名以内で組織し、次の掲げる者の内から必要な都度、村長が委嘱する。

- (1) 村議会議員
- (2) 関係機関団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他村長が必要と認める者

2 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長、副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長を勤める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

(会議)

第12条 審議会は会長が招集する。

2 会長は、村長から意見を求められたときは、審議会を開かなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第13条 審議会は、村長から前条の諮問を受けた場合、必要と認めるときは、地域関係住民の意見を聴くものとする。

第4章 罰則

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

(1) 第7条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第8条の指導又は勧告に従わなかった者

第5章 委任

(委任事項)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。